

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分並びに同月〇日付けで請求人に対してした同法による未支給の保険給付（休業補償給付）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A市に所在する一般財団法人B（以下「会社」という。）に臨時職員として採用され、平成〇年〇月からはB職員として、Y駅構内にて接客・案内、トラブル対応等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日の正午前頃に会社から被災者に確認したいことがあるが連絡が取れないという電話が繰り返されたことから、用件を確認したところ、勤務中に「痴漢騒ぎ」があったが会社に報告されておらず問題になっているとのことであった。被災者の携帯に電話を入れ、警察に連絡するなどして捜していたところ、同日午後〇時頃警察に保護されたとしている。

その後、被災者は、同月〇日にC病院に受診し「精神病症状を伴わない重症うつ病」と診断され、同病院に入院し、同月〇日には同病院を退院し通院治療を継続していたが、平成〇年〇月〇日に自宅の部屋で縊死しているところを帰宅した家族が発見された。死体検案書には、死亡日時「同日午前〇時頃」、直接死因「縊死」と記載されている。

請求人は、被災者に発病した精神障害及び死亡は業務上の事由によるものであ

るとして、監督署長に未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

（1）労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は、平成〇年〇月〇日には部屋から出て来ず、抜け殻のようにぐったりと横になっており、全く無表情で話しかけても反応はない状況であったこと、D医師は、被災者は以前より抑うつ状態にあったが、同月〇日の痴漢騒ぎがきっかけで症状が顕在化したと所見していることから、ICD-10診断ガイドラインに照らし分類すれば、同月上旬頃に『F32.2 精神病症状を伴わない重症うつ病エピソード』（以下「本件疾病」という。）を発病したとするのが妥当である。」旨の所見を述べている。当審査会としても、請求人の平成〇年〇月〇日付け陳述書及びD医師の平成〇年〇月〇日付け意見書に述べられている被災者の状態、症状等から、同専門部会の医学的見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、被災者に発病した本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 被災者は、平成〇年〇月〇日に自宅において縊死したものであるが、発病直前及び発病後に認定基準別表1の「特別な出来事」（心理的負荷が極度と判断されるもの）に該当する具体的出来事は認められない。

(4) 発病前おおむね6か月間の業務による心理的負荷の対象となる出来事について、請求人らは、平成〇年〇月の人事異動、異動後の上司の発言、同年〇月〇日の「痴漢騒ぎ」及びE課長の発言を挙げ、請求人の心理的負荷は「強」に相当する旨を主張しており、特に「痴漢騒ぎ」への対応及びE課長の発言による被災者の業務による心理的負荷の強度は「強」に相当する旨を強く主張するので、同出来事について検討する。

ア まず、平成〇年〇月〇日のE課長の発言についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付け陳述書において、同月〇日午前0時頃に被災者が帰宅後、請求人が何を尋ねて、どうしたらよいかわからないでいると、被災者は下を向きながら、E課長に「自殺するつもりだったのか」と言われ、「いえ」と答えたら、「自殺する勇気もないのか、お前にそんな度胸ないよな」と言われたと、ぼつりと口にした旨陳述している。

E課長の同発言については、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめ判断することが相当であるが、本件一件資料からは同発言の事実関係について確認できない。仮になんらかの発言があったとしても、E課長が同月〇日の23時頃に請求人から連絡を受け、警察に迎えに行った経緯などを思料すると、請求人らが主張するような嫌がらせやいじめではなく、被災者を励ます趣旨であったものと考えるのが相応であると判断する。したがって、当審査会としては、E課長の発言を出来事として捉えた場合、業務指導の範囲を逸脱し人格や人間性を否定したものとはいえず、客観的にみてトラブルとまでは認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 次に、同日の「痴漢騒ぎ」への対応等について、平成〇年〇月〇日付け「

被災者に関する報告の概要」、平成〇年〇月〇日付け「使用者報告書」、「痴漢騒ぎ当日の関係勤務者聴取内容」等によると、被災者は、痴漢被害女性から警察への通報を要請されたにもかかわらず、その要請を断り、助役への報告を怠ったうえに、警察署からの事実確認に対しても否定していることが認められる。

このような被災者の対応は、認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に当てはめ判断するのが相当である。この出来事に関し、被災者は同出来事後に失踪したものの警察に保護され、同月〇日にC病院に入院したことで、警察署からの事情聴取は一切行われてない。また、被災者の主治医であるD医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は、痴漢騒ぎの際に警察に対して嘘をついてしまったと過剰なまでに自分を責めており、その様子が一般的に想像される後悔、自責をはるかにしのぐもので了解困難と思われた。以前より抑うつ状態にあり、痴漢騒ぎがきっかけとなって症状が顕在化しうつ病に至ったものである。」旨、本件疾病の発病経過を述べている。したがって、当審査会としては、当該出来事は、警察署の捜査を混乱させたことについて、E課長が会社として謝罪するなどの対応は認められるものの、会社の信用を著しく傷つけ事後対応に多大な労力を費やした事実は認められず、会社への損害及び被災者に対する責任追及も認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(5) 以上からすると、当審査会としては、被災者の業務による出来事の全体評価は、「強」に至らないものと判断する。

3 以上のおりであるので、被災者に発病した本件疾病及び被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないから、監督署長が請求人に対してした未支給の保険給付(休業補償給付)、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。